

登録政治資金監査人の登録を随時受け付けています

[平成20年4月1日から施行されています。]

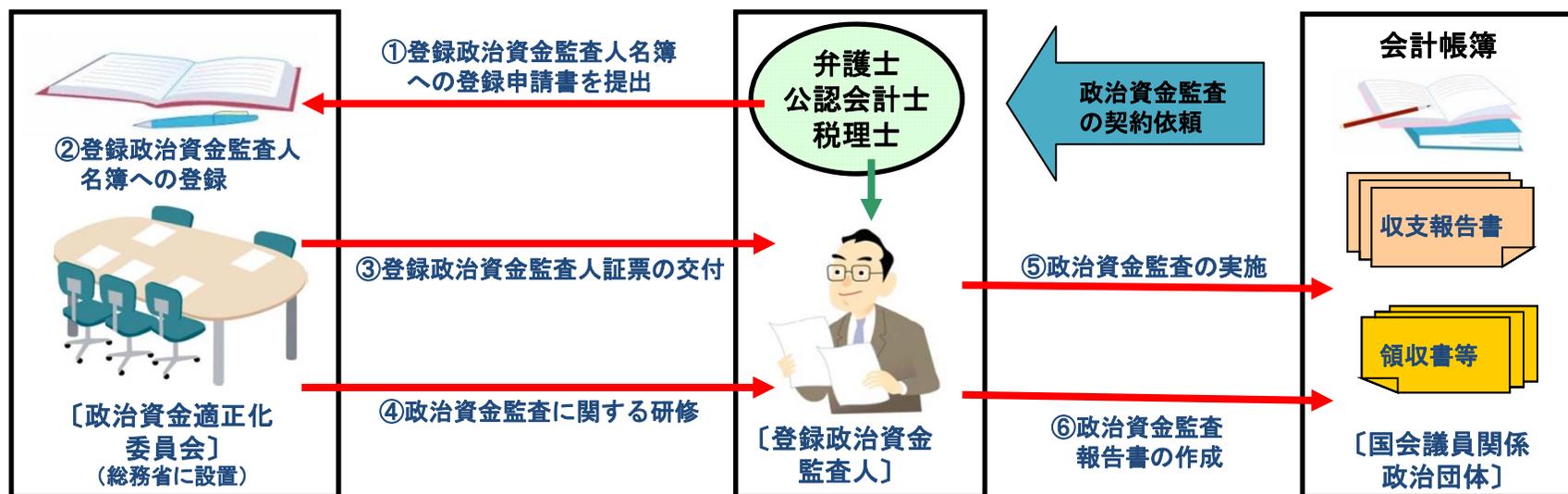
登録政治資金監査人制度の概要

【登録政治資金監査人による政治資金監査】

国会議員関係政治団体については・・・

弁護士、公認会計士又は税理士の方は、政治資金適正化委員会に備える名簿への登録を受けて、登録政治資金監査人になることができます。

収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けることが義務付けられています。



※ただし、次のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿への登録を受けることができません。

- 政治資金監査報告書への虚偽記載又は守秘義務違反の罪を犯して刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることなくなった日から3年を経過しない者
- 登録政治資金監査人名簿への登録申請書に記載すべき事項を記載せず又は虚偽の記載をして登録を受けた者であることが判明したことにより登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けている者

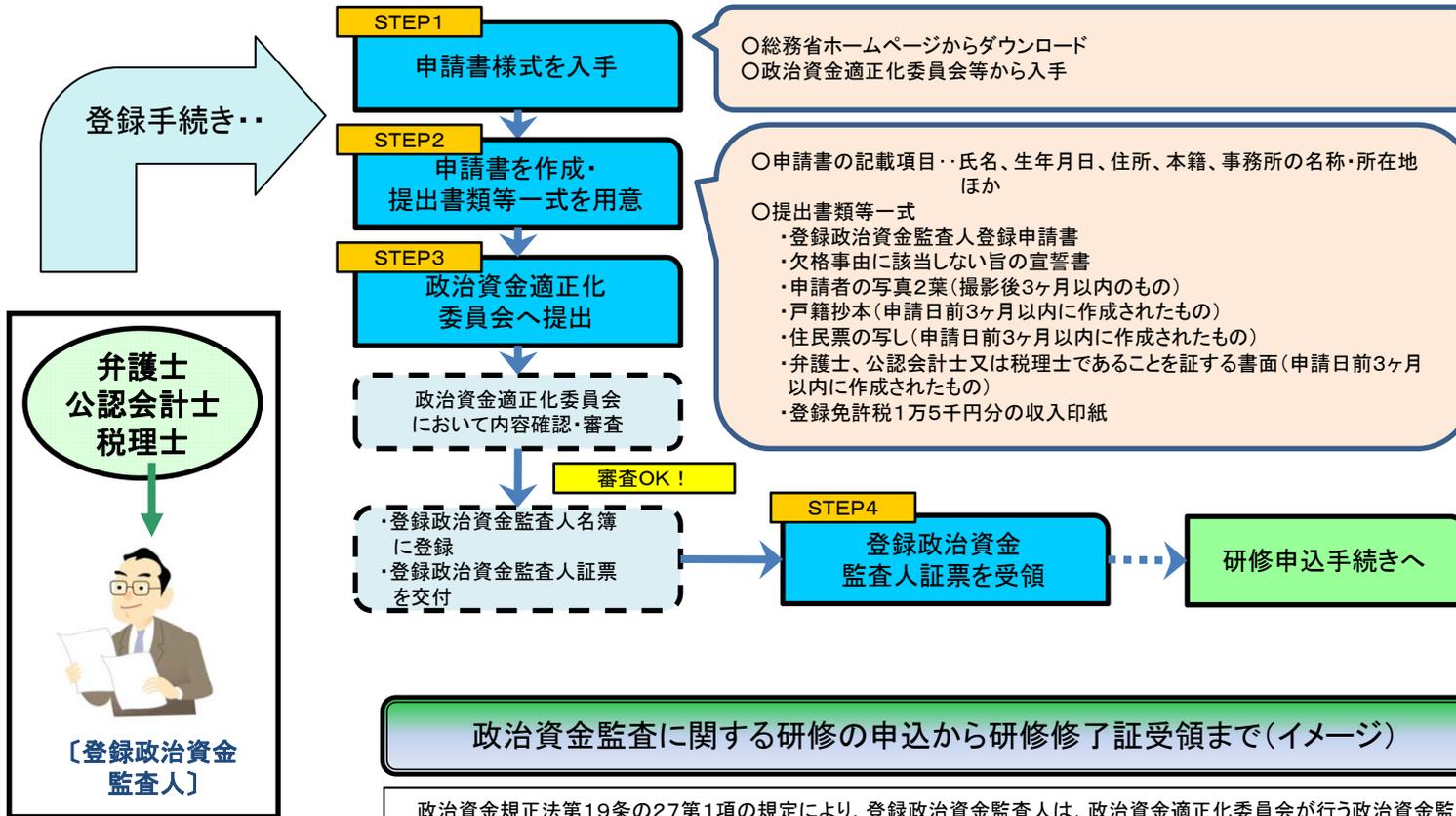
Q 登録政治資金監査人は、政治資金監査では、どのようなチェックを行うのですか。

A 登録政治資金監査人による政治資金監査は、

- ① 会計帳簿、領収書等が保存されていること
 - ② 会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が会計帳簿を備えていること
 - ③ 収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていること
 - ④ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること
- の4点について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うこととされています。

政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)については、総務省のホームページにも掲載しています。

登録政治資金監査人の登録手続きの流れ(イメージ)



個人情報の取扱いについて

政治資金規正法第19条の24の規定により、登録政治資金監査人の登録をしたときは、官報により、登録年月日、登録番号及び氏名を公告いたします。

また、総務省ホームページにおいて、官報へ掲載する事項のほか、国会議員関係政治団体の利便に供するため、「弁護士、公認会計士又は税理士であることの別」、「事務所の名称」、「事務所の所在地」及び「政治資金規正法第19条の27第1項の規定による研修の修了の有無」を公告いたします。

この4事項について、非公告としたい方は、「氏名」及び「総務省ホームページにおいて非公告としたい事項」を記入し(様式任意)、登録申請書とともに政治資金適正化委員会に提出してください。

なお、登録申請のあった住所等に、政治資金適正化委員会からの通知等を送付する場合があります。

登録申請・問い合わせ先:

〒100-8926
東京都千代田区霞が関
2-1-2
中央合同庁舎第2号館9階

総務省
政治資金適正化委員会

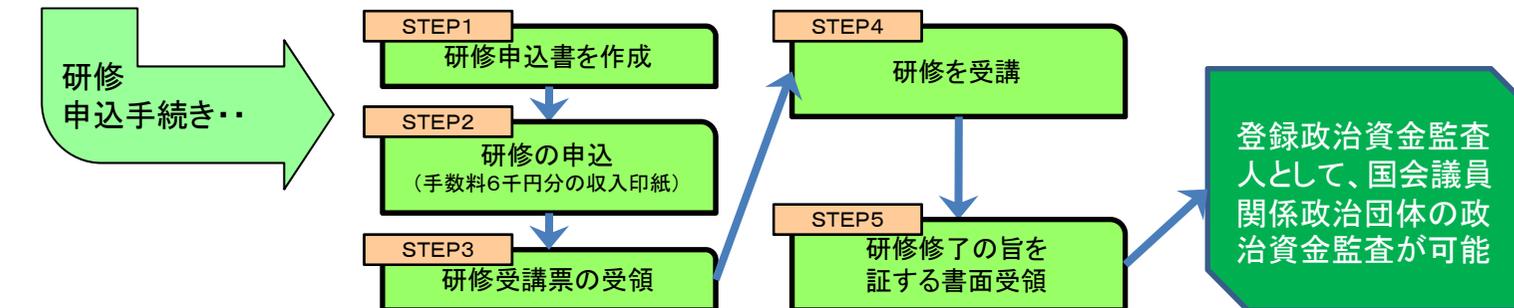
TEL:03-5253-5598(直通)
URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/touroku_seiji_shikin.html

※登録申請書については、上記URLからダウンロードできます。

政治資金監査に関する研修の申込から研修修了証受領まで(イメージ)

政治資金規正法第19条の27第1項の規定により、登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとされております。

登録政治資金監査人は、この研修を修了することによって、国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことができます。



※研修の日程等詳細については、政治資金適正化委員会ホームページの「政治資金監査に関する研修について」をご覧ください。